

ぱちんこ遊技場建築事前相談書

（宛先）高槻市長

令和 年 月 日

建 築 主	(所在地)		住所	電話
	(名称及び代表者氏名)			
氏名				
代 理 者	(所在地)		住所	電話
	(名称及び代表者氏名)			
氏名				
設 計 者	氏名		電話	
施 工 者	氏名		電話	
建 築 位 置	高槻市		用途地域	
工 事 種 別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更			
	届出部分	既存部分	合 計	階 数
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	高 さ
延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	軒 高
遊技場の名称			建築物の構造	
遊技機の台数	台	駐 車 場	面積	台数
			m <sup>2</sup>	台
広 告 物 類	屋上広告物 ・ 袖看板 ・ ネオン等 ・ その他			

（添付図書）

- 1 付近見取り図    2 建築物用途別周囲現況図    3 用途地域等周辺配置図
- 4 配置図    5 各階平面図    6 立面図    7 断面図    8 完成予想図
- 9 屋外広告物関係図    10 開口部の構造    11 外部仕上げ表
- 12 駐車場の位置図    13 現況写真    14 市長が必要と認める参考図書

（注意事項）

- 1 この事前相談は、高槻市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づく届出に先立って、あらかじめぱちんこ遊技場の建築計画について市長と協議し、指導又は助言を受けるものです。
- 2 遊技場を建築しようとする者は、この事前相談書に必要事項を記入のうえ上記図書を添付してください。
- 3 この事前相談書の内容が条例及び同条例施行規則の改正により新しい条例に抵触することとなったとき又は、変更のある場合は再度事前相談を必要とする場合があります。
- 4 この事前相談が完了した場合であっても、条例第5条第1項に基づく届出の内容を審査する際、細部について指導を行う場合があります。